

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合①〉

## ① 令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

## ① 令和5年4月以前に指定を受けた場合

令和4年度	令和5年度												令和6年度												令和7年度		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
パターンA																											
指定		経過措置期間(区分八)						支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※						R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
														▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する													
パターンB																											
指定		経過措置期間(区分八)												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
														▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する													

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合②〉

## ②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)

令和5年度													令和6年度						令和7年度						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
<b>②令和5年5月～9月に指定を受けた場合</b>																									
指定 経過措置期間 (区分八)													支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※						支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(新式)に基づく区分※		R6平均工賃(新式)				
													この2ヶ所の工賃区分を比較する												
指定 経過措置期間 (区分八)																					R6平均工賃(新式)				
																			この2ヶ所の工賃区分を比較する						
<b>③令和5年10月に指定を受けた場合</b>																									
指定 経過措置期間 (区分八)													支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(新式)に基づく区分※						R6平均工賃(新式)						
													この2ヶ所の工賃区分を比較する												
指定 経過措置期間 (区分八)																					R6平均工賃(新式)				
																			この2ヶ所の工賃区分を比較する						

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

この2ヶ所の工賃区分を比較する

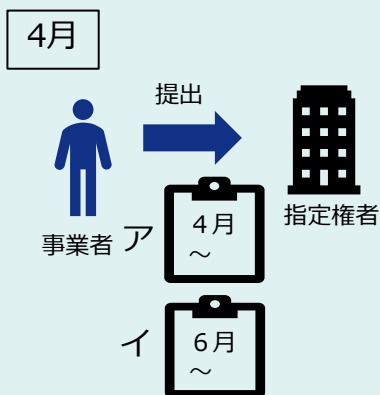


# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈指定権者における届出時の確認の流れ〉

別添資料②

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは令和8年6月施行となるため、当該見直しに係る届出は令和8年6月中に行うことが基本であるが、事業所・自治体における事務処理負担軽減のため、令和8年4月に、「令和8年4月・5月分」及び「令和8年6月以降分」の届出書を同時に提出させることとしても差し支えない。その際の具体的な流れは以下のとおりを想定している。

令和8年度

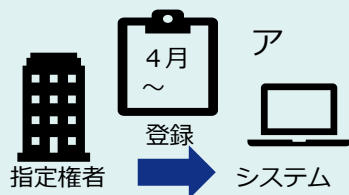


基本報酬区分が就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の就労継続支援B型事業所は、令和8年4月15日までに、以下ア・イを提出する。

- ア 現行の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書（令和8年4月・5月分）
- イ 見直し後の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書（令和8年6月以降分）

ただし、以下に該当する事業所は、**イの提出は不要**。該当することが分かる根拠書類を提出する。

- ① 令和7年度平均工賃月額が**1万5千円未満**（アの報酬区分が**区分七または八**）の場合
- ② **令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている**場合  
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なる》
  - ・令和5年4月以前に指定を受けた事業所  
⇒「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合
  - ・令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所  
⇒参考資料①により、比較する月を確認すること。



指定権者は、事業所から提出された**アに基づき**、**事業所台帳に登録する**。



指定権者は、事業所から提出された**イに基づき**、**事業所台帳に再登録**する。  
また、**イの提出が不要の事業所については**、**根拠書類を確認**する。

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて

## 参考：システム上の取扱い①

システムにおける就労継続支援B型の基本報酬の算定区分は、令和8年6月算定分から、現行（左表）から、改正後（右表）へ切り替わる。

具体的には、以下のとおりとなる。

- ・現行で【（一）～（六）】と表示されていた区分は、【（R8改定対象外）（一）～（六）】の区分に自動で切り替わる
- ・現行の【（七）～（九）】の区分については、変更なし
- ・【（R8改定対象）（一）～（F）】の区分が新設される

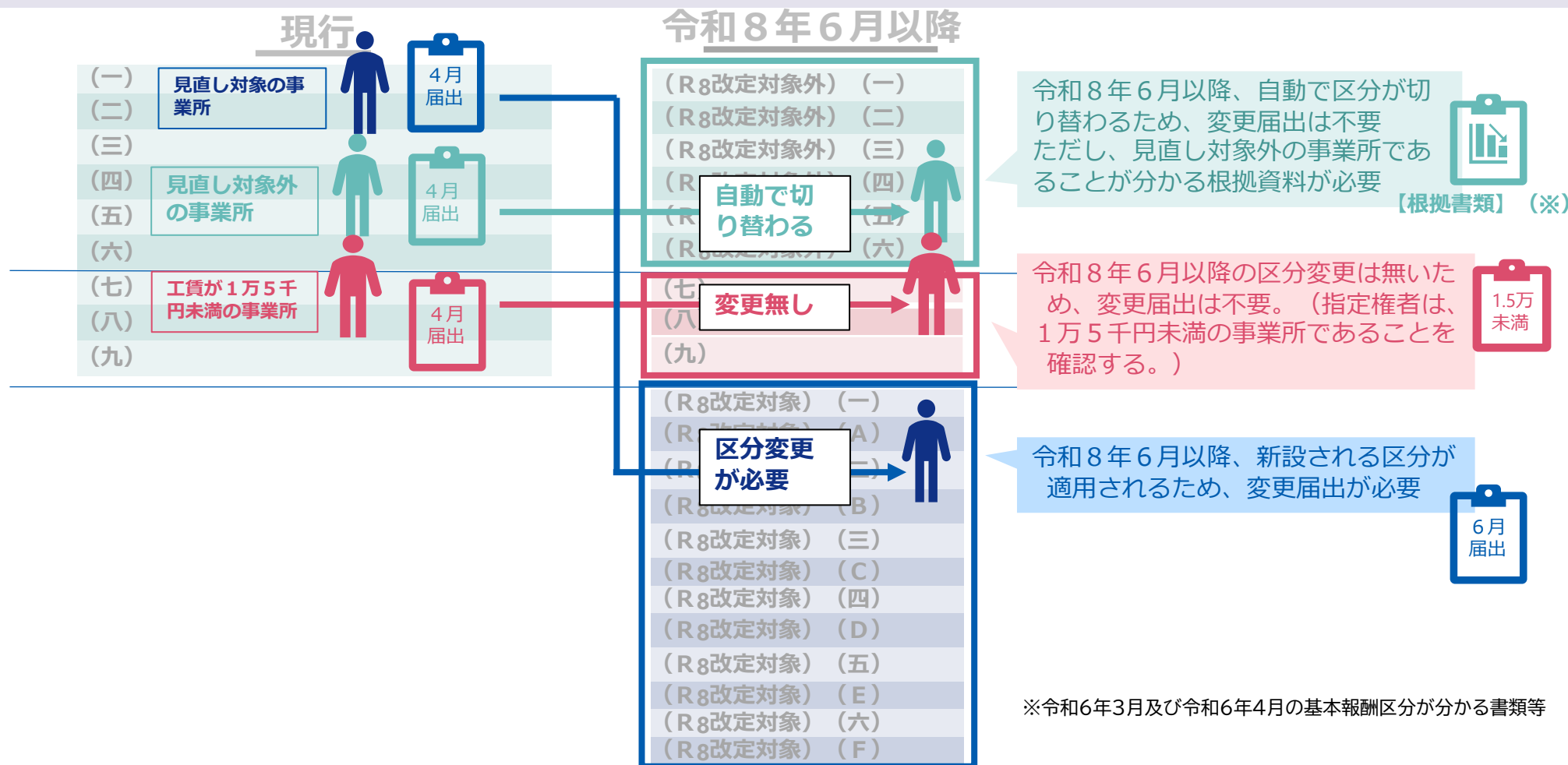
現行		令和8年6月以降	
（一） 4万5千円以上	自動で切り替わる	（R8改定対象外）（一） 4万5千円以上	従前の区分
（二） 3万5千円以上4万5千円未満		（R8改定対象外）（二） 3万5千円以上4万5千円未満	
（三） 3万円以上3万5千円未満		（R8改定対象外）（三） 3万円以上3万5千円未満	
（四） 2万5千円以上3万円未満		（R8改定対象外）（四） 2万5千円以上3万円未満	
（五） 2万円以上2万5千円未満		（R8改定対象外）（五） 2万円以上2万5千円未満	
（六） 1万5千円以上2万円未満		（R8改定対象外）（六） 1万5千円以上2万円未満	
（七） 1万円以上1万5千円未満	変更無し	（七） 1万円以上1万5千円未満	改定なしの区分
（八） 1万円未満		（八） 1万円未満	
（九） なし（経過措置対象）		（九） なし（経過措置対象）	
	新設	（R8改定対象）（一） 4万8千円以上	R8改定後の区分
		（R8改定対象）（A） 4万5千円以上4万8千円未満	
		（R8改定対象）（二） 3万8千円以上4万5千円未満	
		（R8改定対象）（B） 3万5千円以上3万8千円未満	
		（R8改定対象）（三） 3万3千円以上3万5千円未満	
		（R8改定対象）（C） 3万円以上3万3千円未満	
		（R8改定対象）（四） 2万8千円以上3万円未満	
		（R8改定対象）（D） 2万5千円以上2万8千円未満	
		（R8改定対象）（五） 2万3千円以上2万5千円未満	
		（R8改定対象）（E） 2万円以上2万3千円未満	
		（R8改定対象）（六） 1万8千円以上2万円未満	
		（R8改定対象）（F） 1万5千円以上1万8千円未満	

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて

## ※参考：システム上の取扱い②

システムの変更に伴い、


- ・見直し対象となる事業所は、令和8年6月以降は**新設される区分が適用**されるため、区分変更の届出が必要となる。
- ・見直し対象外となる事業所は、令和8年6月以降は基本報酬区分の表示が、自動的に「R8改定対象外」と記載された区分に切り替わるため、**変更届出は不要**。（指定権者は、見直し対象外の事業所であることが分かる根拠書類を確認する。）
- ・工賃が1万5千円未満の事業所は、令和8年6月以降は区分変更がないため、**区分変更の届出は不要**。（指定権者は1万5千円未満の事業所であることを確認する。）

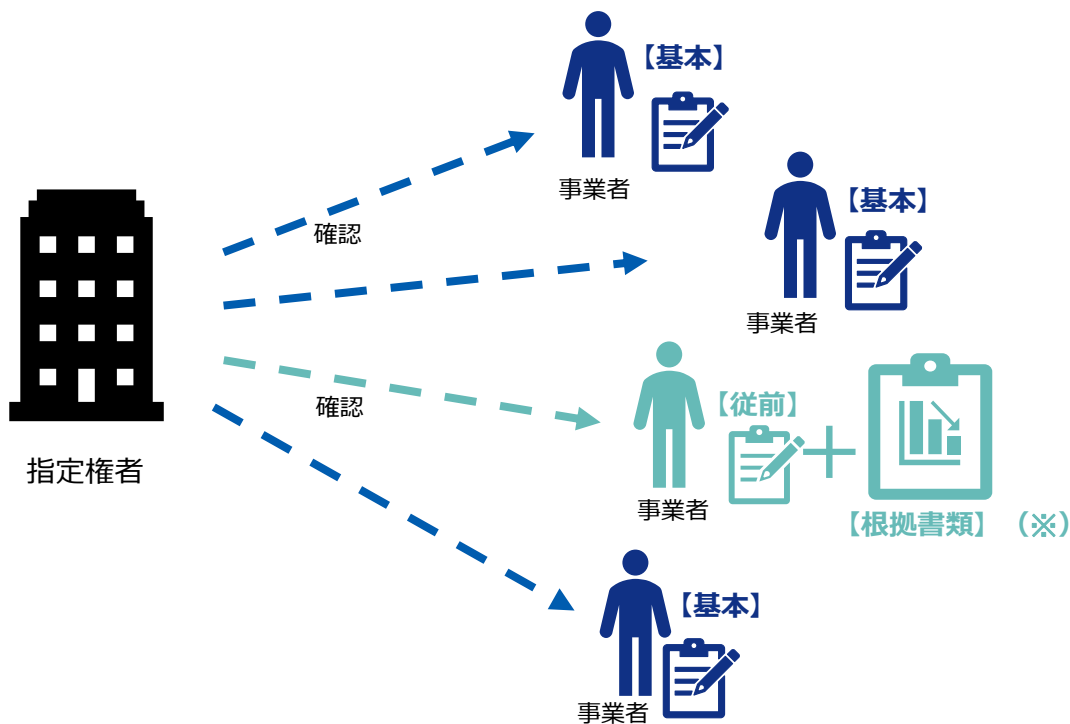


# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて <指定権者における運営指導時など年度途中の確認の流れ>

## <運営指導等における確認のイメージ>

### 事業所の基本報酬区分が

- **【R8改定後の区分一覧】** **【改定なしの区分】** の場合  
 ⇒ 平均工賃月額と齟齬がないかのみ確認する  
 (R8改定の対象であることの確認は**不要**)
- **【従前の区分】**  の場合  
 ⇒ 平均工賃月額と齟齬がないか確認するとともに、  
**R8改定の対象外となる要件とその根拠書類(※)を確認する**



## R8改定後の区分一覧

(R8改定対象) (一)	4万8千円以上
(R8改定対象) (A)	4万5千円以上4万8千円未満
(R8改定対象) (二)	3万8千円以上4万5千円未満
(R8改定対象) (B)	3万5千円以上3万8千円未満
(R8改定対象) (三)	3万3千円以上3万5千円未満
(R8改定対象) (C)	3万円以上3万3千円未満
(R8改定対象) (四)	2万8千円以上3万円未満
(R8改定対象) (D)	2万5千円以上2万8千円未満
(R8改定対象) (五)	2万3千円以上2万5千円未満
(R8改定対象) (E)	2万円以上2万3千円未満
(R8改定対象) (六)	1万8千円以上2万円未満
(R8改定対象) (F)	1万5千円以上1万8千円未満

### 【基本区分】

## 改定なしの区分

(七)	1万円以上1万5千円未満
(八)	1万円未満
(九)	なし(経過措置対象)

## 従前の区分一覧

(R8改定対象外) (一)	4万5千円以上
(R8改定対象外) (二)	3万5千円以上4万5千円未満
(R8改定対象外) (三)	3万円以上3万5千円未満
(R8改定対象外) (四)	2万5千円以上3万円未満
(R8改定対象外) (五)	2万円以上2万5千円未満
(R8改定対象外) (六)	1万5千円以上2万円未満

### 【従前区分】

※令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類等